

令和4年4月8日

保護者様

西脇市立芳田小学校長 古家 達徳

災害が発生し、または発生する恐れがある場合の 児童の安全措置について

児童の安全措置についてお知らせいたします。
西脇市に警報が発令された場合は、児童の安全確保のため、下記のとおり対応いたします。
ご家庭におかれましても十分にご配慮いただきますようお願い申し上げます。

記

「西脇市」に「大雨警報」「暴風雨警報」「洪水警報」「大雪警報」等の気象警報が発令された場合の対応

- ① その日の午前7時現在で警報が発令されている場合には、児童は自宅待機する。
- ② 午前9時までに警報が解除された場合は、児童は、その時点からすみやかに登校する。
- ③ 午前9時の時点でもなお警報が解除されない場合、その日は、臨時休校とする。

* 児童が在校中に西脇市に警報が発令された場合は、校長が下校の状況を考慮し、教育委員会と協議のうえ、安全な措置をとります。

* 児童引き渡し等、緊急な連絡が必要な場合、メール配信を行います。

警報発令の確認について

西脇市に警報が発令されていることを下記の方法でご確認ください。

- ・ 防災行政無線
- ・ 地上デジタル放送のデータ放送
- ・ 気象庁のホームページ
- ・ にしわき防災ネット

* 臨時休校日は、外出をひかえ、危険箇所には絶対近寄らないこと等、ご指導をお願いします。

* 休校日の翌日は、登校する曜日の時間割で、通学路や河川に注意し、登校させてください。

☆ このお知らせは見やすい場所に掲示をお願いいたします。